

二級河川『新田川』の河川改修等にかかる要望書

平成27年11月2日

福島県土木部長 大河原 聡 様

飯舘村長 菅 野 典 雄

二級河川『新田川』に係る河川改修等要望について

河川の管理等につきまして、日ごろより特段のご配慮を賜り感謝申し上げます。

さて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当村が全村避難の指示を受けて４年７か月が経過いたしました。

こうした中、本年９月に発生した豪雨により村内各所で道路、河川、農地、農業施設等に甚大な被害が発生しました。

特に、二級河川『新田川』は、当村深谷地内で氾濫し県道１２号線が一時通行止めとなった他、周辺農地、宅地が冠水、新田川に近接する本村復興拠点エリアも浸水、土砂の流出を招いたところであります。

これは、新田川の断面が不足していること。また、経年の豪雨等により河床に大量の土砂が堆積し、排水能力が著しく低下していることが大きな要因であり、この要因が除去されない限り、今後とも豪雨のたびに被害が発生することとなります。

つきましては、新田川流域の住民並びに県道利用者の安全を守るため、次のとおり要望いたします。

1. 村民の財産保護と村の最重要路線である県道１２号線の安全確保、本村復興拠点への影響排除、村民の帰還促進等に向け、草野字大師堂まで進められている河川拡幅改修工事について、早急に上流域まで整備すること。
2. 当面、洪水被害防止のため、河川内の灌木及び堆砂の除却を行うこと。また、除却後の堆砂は適切に処分すること。